

西粟倉村告示第46号

一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の6の規定に基づき公告します。

令和4年12月14日

西粟倉村長

青木秀



記

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 無人航空機（情報収集用ドローン）の購入
- (2) 納入場所 西粟倉村役場本庁舎
岡山県英田郡西粟倉村大字影石33番地1
- (3) 調達物品 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和5年2月28日

2 調達内容

- (1) 調達物品の概要

無人航空機（情報収集用ドローン）本体	1基
本体附属品	一式
附属品	一式
- (2) 調達物品の仕様
別紙「仕様書」のとおり

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
西粟倉村役場総務企画課
〒707-0503
岡山県英田郡西粟倉村大字影石33番地1

電話番号 0868-79-2111

(2) 入札説明書及び仕様書等の配布期間等

ア 配布期間

令和4年12月14日(水)から令和4年12月22日(木)まで

イ 入手方法

西粟倉村役場ホームページからダウンロードすること。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) この入札の公告日から開札日までの期間において、西粟倉村から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 本公告に示した調達物品の仕様等を満たす物品を納入できることが認められる者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。以下、同じ)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下、同じ)の関係にある場合。
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに

準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

5 誓約書および仕様を満たしている書面の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す「誓約書」および添付資料「仕様書の要件を満たしていることがわかる納入予定物品の仕様を記載した書面」を提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和4年12月23日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

担当部署の示す場所に郵送又は持参すること。

(3) 添付資料の内容

別に定める「無人航空機(情報収集用ドローン)調達仕様書」の要件を満たしていることがわかる納入予定物品の仕様を記載した書面を作成し、提出すること。なお、本書面は任意様式とする。

(4) その他

A) 書類の作成並びに提出に要する費用は申請者の負担とする。

B) 提出書類については1部提出すること。

C) 留意事項

(i) 提出された書類は返却しないものとする。

(ii) 提出された資料は本入札に関わる事務以外に本村において無断で使用することはない。

(iii) 虚偽の記載をした者は、本入札への参加を認めない。

(5) 誓約書は様式1により作成すること。

(6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本村に対して入札参加資格がないと認められた理由について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日(閉庁日を除く。)を経過する日までに持参した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は書面を受理した日から起算して2日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 仕様書に対する質問回答

- (1) 質問については指定の様式で電子メールにより令和4年12月23日（金）午後5時までに西粟倉村役場総務企画課へ提出すること。

Email アドレス bunsyo@vill.nishiwakura.lg.jp

- (2) 回答については令和4年12月28日（水）までに西粟倉村ホームページに掲載する。

8 入札の手続き等

- (1) 入札書の提出期限・提出先等

ア 令和5年1月11日（水）午後5時（必着）

イ 提出先 〒707-0503

岡山県英田郡西粟倉村大字影石33番地1

西粟倉村役場総務企画課

- (2) 入札の方法

ア 入札書及び物品内訳書は郵送により提出すること。（持参は不可）

イ 郵便の種類は簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ 郵送用の封筒には「無人航空機 入札書在中」と朱書きすること。

エ 「入札書」と記した封筒には入札書を入れ、封印等の処理をする。

オ エの封筒及び物品内訳書を、ウの郵送用の封筒に入れる。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

- (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総額の金額を記載すること。なお、ここでいう総額とは、別紙仕様書の「(1) 本体および本体附属品」および「(2) 付属品」の税抜合計額をさす。

- (4) 物品内訳書の作成及び提出

ア 入札書の提出に併せ、物品内訳書を作成し提出すること。

イ 入札書に記載する金額は物品内訳書の合計金額に対応するようにすること。

- (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 4に掲げる資格のない者が行った入札

イ 誓約書の提出のない者の行った入札

ウ 誓約書又は添付資料に虚偽の記載をした者の行った入札

- エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行った入札
- オ 本説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- カ 開札の日時において有効な物品内訳書を提出しない者の行った入札
- キ 別紙仕様書に記載した仕様以外の仕様の物品で行った入札
- ク 本村において指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札

(6) 契約書の作成

要する。

(7) その他

入札の詳細について通知する必要がある場合は、参加資格通知時に併せて通知する。

9 入札保証金

入札に参加する者の見積もる入札金額に消費税および消費税相当額を加えた額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。なお、西粟倉村契約規則第7条の各号に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

ただし、西粟倉村契約規則第8条の規定により、入札に参加する者が保険会社との間に本村を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記提出期間内に当該保険証書を提出することで入札保証金の納付を免除するものとする。この場合の保証期間は入札日から1か月後（起算日は入札日）までとする。

10 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、西粟倉村契約規則第31条の規定により、契約保証金の納付にかえて提供させることができる担保及び担保価値の提出により契約保証金の納付に代えることができるものとする。

ただし、西粟倉村契約規則第32条の各号に該当するときは契約保証金の納付を免除する。

11 開札

開札は次に掲げる日時及び場所において行う。

- ア 開札日時 令和5年1月12日（木） 午前9時00分
- イ 開札場所 西粟倉村役場 東4会議室

12 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で、最低の価格により入札した者を落札者とする。

1 3 契約書の作成

落札者は本入札にかかる契約書を落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。

1 4 その他

- (1) 入札参加者は別添の契約書案を熟読し、本説明書を遵守すること。
- (2) 確認申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、西栗倉村の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。